



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 さいたま市見沼区東大宮五丁目3番地12

氏名 TAKADA環境株式会社

代表取締役 高田 輝成

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 清水 勇 人



許可の年月日

令和3年2月1日

許可の有効年月日

令和8年1月31日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

(1) 積替え保管の有無 有・無

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(#1)、廃油、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*)(#1)、がれき類(*) 以上9種類

(3) (2)のうち積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上9種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	内 容
令和3年2月1日	新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 _____ 許可番号 _____

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

【別記1】

積替え保管を行う場所の所在地

さいたま市見沼区御町一丁目46番 以上1筆 (面積2,620.12㎡)

保管施設の概要

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 (ベッドマット及び製品が廃棄されたものに限る)、金属くず (ベッドマット及び製品が廃棄されたものに限る) 以上2種類	164 ㎡	3.00m (屋内) 492 ㎡
廃プラスチック類 (製品が廃棄されたものに限る)、金属くず (製品が廃棄されたものに限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (製品が廃棄されたものに限る) 以上3種類	126 ㎡	3.00m (屋内) 378 ㎡
がれき類 以上1種類	22.5 ㎡	1.45m (8 ㎡コンテナ 2 個)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類	22.5 ㎡	1.45m (8 ㎡コンテナ 2 個)
金属くず (ベッドマット及び製品が廃棄されたものに限る) 以上1種類	39.0 ㎡	3.00m (屋内) 117 ㎡
廃プラスチック類 (廃畳に限る)、紙くず (廃畳に限る)、木くず (廃畳に限る)、繊維くず (廃畳に限る) 以上4種類	7.65 ㎡	1.50m (1 ㎡ボックスパレット 7 個)
紙くず 以上1種類	1.35 ㎡	1.50m (1 ㎡ボックスパレット 1 個)
廃プラスチック類 以上1種類	24.0 ㎡	1.50m (1 ㎡ボックスパレット 24 個)
廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る) 以上1種類	110 ㎡	2.20m (0.7 ㎡フレキシブルコンテナ 220 個)
汚泥 (製品が廃棄されたものに限る) 以上1種類	9.00 ㎡	1.30m (20ℓ コンテナ 20 個)
廃油 (製品が廃棄されたものに限る) 以上1種類	9.00 ㎡	1.30m (5~18ℓ 製品缶 1,620ℓ)
金属くず 以上1種類	13.5 ㎡	2.00m (12 ㎡コンテナ 1 個)
木くず 以上1種類	13.5 ㎡	2.00m (12 ㎡コンテナ 1 個)

ホームページ掲載用